

生徒心得

1. 礼儀・服装の心得

- (1) 礼儀を正しく、言語動作は本校生徒としての品位を保つようとする。
- (2) 本校の制服を着用する。生来の頭髪で生活する。(染髪・脱色・エクステ・ウィッグ・パーマ等のような加工は禁止)
- (3) 服装は質素を旨とする。
- (4) 登校は靴ばきとする。運動場では別に運動靴を用いる。また体育館においては、体育館ばきを用いる。

2. 登校下校の心得

- (1) 登校下校時間を厳守する。始業、終業および下校時刻は次の通りである。

S H R	8 : 45 ~ 8 : 55
1限	9 : 00 ~ 9 : 50
2限	10 : 00 ~ 10 : 50
3限	11 : 00 ~ 11 : 50
4限	12 : 00 ~ 12 : 50
昼休み	12 : 50 ~ 13 : 30
5限	13 : 35 ~ 14 : 25
6限	14 : 35 ~ 15 : 25
S H R	15 : 25 ~
最終下校	16 : 50

(2) 下校時刻後の居残りは、原則として認めない。(29ページ参照)

(3) 休業日には無断で登校しない。あらかじめ顧問や学級担任等関係教員と連絡を取り、指示を受けること。

3. 校内生活の心得

- (1) 登校後は外出しない。学級担任が認めた場合に限り、外出許可願に記入し、許可を得る。
- (2) 早退するときは理由を生徒手帳に記入し、学級担任の許可を得る。
- (3) 学校の建物、器具等すべて公共物は大切にし、破損したときは、すぐ学級担任・顧問に届け出てその指示を受ける。
- (4) 標本、器具、運動用具等の使用に当たっては、担当教員の許しを受け使用後は必ず元の位置に戻しておく。

(5) 生徒に来訪者があった場合には、必ず学級担任の了解を得てから面会する。

(6) 集会、諸掲示その他生徒間で催す行事等はあらかじめ顧問や学級担任等関係の教員に届け出る。

(7) 自習時間の場合は当該教室を使用する。

(8) 日常的に校内美化に努め、清掃を行う。

4. 校外生活の心得

- (1) アルバイトは原則としてしない。止むを得ない事情によりアルバイトをする

- 場合は、保護者の許可を得て担任に届けること。
- (2) 登山、水泳等危険をともなう旅行をするときは、綿密な計画と周到な準備をし指導を受ける。
 - (3) 対外試合、他校訪問等の校外における活動は、あらかじめ顧問や学級担任等関係の教員に指導を依頼し、活動許可願によって許可を受けること。
 - (4) 自転車通学を希望する場合、自転車損害賠償保険に加入した上、学級担任に申し出、「自転車通学許可願」に必要事項を記入し、申請すること。自転車乗車時は、ヘルメットをかぶること。

5. 欠席その他身分異動上の心得

- (1) 欠席、遅刻、早退、欠課および忌引をする場合は、担任に連絡する。届出書式は別に定める。
- (2) 公共交通機関（鉄道）の遅延による遅刻の場合の届出について
別途定めた方法に従い、認定を受けること。
- (3) 不幸があった場合は下記の基準で、忌引にすることができます。

父母 7日以内

祖父母および兄弟姉妹 3日以内

曾祖父母および伯叔父母 1日以内

- (4) 休学、転学、退学および復学の際は、保護

者が学級担任に相談し、「願」を校長に提出する。また、病気による休学の場合は医師の診断書を添える。

- (5) 保護者および住所の変更等は、学級担任を経て校長に届け出る。なお、改名等の場合は事実が分かる証明として、戸籍謄本を添える。届出は経営企画室に用意されている所定の用紙による。（42ページ経営企画室についてを参照）

進級、卒業に関する規定

●履修および修得の規定

(1) 履修の規定

その教科、科目の欠課が「35時間×4分の1×単位数」以下の時、履修が認定される。

(2) 単位修得の認定

履修の認定を受けた者で、教科・科目の目標を達成していること（5段階評定で1がないこと）。

●進級の条件

- (1) 1、2年ともに、その学年で履修する全科目の履修が認定されていること。
- (2) 1、2年ともに、その学年の3科目以上、または6単位以上が未修得でないこと。

●卒業の要件

- (1) 第3学年で履修する全科目の履修が認定されていること。
- (2) 在学期間中に76単位以上を修得していること。

推薦に関する事項について

推薦入試には、「学校推薦型選抜」「自己推薦」などがあります。「学校推薦型選抜」は「指定校推薦」と「公募推薦」の総称になります。

「学校推薦型選抜」を利用して受験するには、志望先の大学等の推薦基準を満たしていることの他に、本校の推薦基準も満たしていることが必要になります。本校の推薦基準の詳細については、入学時に配布してある「進路の手引き」を参照してください。

また、「学校推薦型選抜」「自己推薦」以外の独自の名称で行われる推薦等の場合も、学校長の公印が必要な場合は「学校推薦型選抜」同様、本校の推薦基準を満たしていることが求められます。

年度当初に定められた推薦申込締切日までに「推薦願」を提出するようにしてください。

学校斡旋による就職活動の条件について

- ・就職活動を行うことに保護者の同意が得られており、「卒業見込」がたっていること。
- ・進路指導部が行う10回程度の就職講習に参加すること。

下校時刻を過ぎて居残りを認められる場合

1. 下校時刻以後の居残りが認められるのは、次の場合である。
 - (1) 学級担任、部顧問等、教員が指導する場合。
 - (2) 特に許可された部の活動の場合。
 - (3) 学校行事のための準備、運動部の公式戦1週間前の練習、文化部の発表1週間前の準備等の場合。
 - (4) 自習室で学習する場合。
2. 1の活動は、活動届に必要事項を明記し、前週までに担任、顧問の確認を受けた活動届を生活指導部に提出する。ただし、1の(4)は必要としない。
3. 居残りは、活動午後6時終了、同6時30分完全下校とする。

始業時前の部・同好会活動について

1. 始業時前の部活動等が認められるのは、上記「居残り」規定1の(1)の場合である。
2. 計画については事前に顧問と相談し承認を得ること。
3. 活動時間は午前7時45分より同8時30分までとする。
 - (1) 午前7時45分以前の登校は認めない。
 - (2) ホームルームに遅れないようにすること。

荒天に伴う対応について

措置の対象となる警報は、台風接近等に伴う居住する地域と荒川区への暴風及び大雨、または大雪及び暴風雪の特別警報と警報です。それ以外の警報や注意報は対象となりません。

I. 通常の授業日等の場合

- ① 午前7時現在で、上記いずれかの警報が発令されている場合、10：30登校とし授業は3時限目より行う。
- ② 午前8時現在で、上記いずれかの警報が発令されている場合、11：30登校とし授業は4時限目より行う。
- ③ 午前9時現在で、上記いずれかの警報が発令されている場合、13：00登校とし授業は5時限目より行う。
- ④ 午前10時現在でも、上記いずれかの警報が発令されている場合、全日自宅学習とします。

II. 週休日、休日、振り替え休業日等の場合（部活動・行事準備等）

- ① 午前7時現在で、上記いずれかの警報が発令されている場合、10：00からの登校を許可し、活動するものとする。
- ② 午前8時現在で、上記いずれかの警報が発

令されている場合、11：00からの登校を許可し、活動するものとする。

③ 午前9時現在で、上記いずれかの警報が発令されている場合、午前中の登校・活動は禁止する。

④ 9：00～12：00の間に上記警報が解除されない場合、午後の登校・活動を禁止する。(終日活動禁止)

本校の制服

登下校時及び式典の際は、必ず制服を着用しなければならない。

制服は以下の通りである。

冬服（4月1日～4月30日, 10月1日～3月31日）

男子 学校指定のブレザー、スラックスを着用。学校指定のネクタイを着用。ワイシャツは白とする。

女子 学校指定のブレザー、スカートまたはスラックスを着用。学校指定のリボンまたはネクタイを着用。
ワイシャツ・ブラウスは白とする。

夏服（5月1日～9月30日）

男子 白ワイシャツと学校指定のズボンを着用。学校指定のポロシャツ着用可。

女子 白ブラウスと学校指定のスカートまたはスラックスを着用。学校指定のポロ

シャツ着用可。

※寒い日には、男女とも学校指定のベスト、セーターを着用することができる。

※制服を加工又は紛失した場合には、再購入を原則とする。

〈注意〉 *冬服、夏服それぞれの期間については、気候に応じて移行期間を設けて連絡をする。

*防寒衣の着用については、地味な色合いにすること。

〈注意〉 ●前記の服装を守ること。異なった服装で登校した場合には、預かるか、着替えに帰宅させる。
●やむを得ず制服で登校できない理由がある場合は、異装届けを生活指導部へ提出して許可を得ること。

頭髪について

生来の色を常に保つこと。頭髪への加工(染色、脱色、エクステ・ウイッグ・パーマ等)は指導対象とする。状況によっては再登校指導もあり得る。

禁止事項：

A. 特別指導の対象となる行為

- ①喫煙（喫煙具所持、電子タバコ、喫煙者との同席を含む）
- ②飲酒（ノンアルコールビール含む）
- ③登下校の為のバイク乗用・自動車利用（同乗を含む）・制服着用でのバイク乗用（登下校に限らず）
- ④薬物乱用
- ⑤暴言・暴力
- ⑥器物損壊
- ⑦いじめ
- ⑧SNS上の悪口・トラブル
- ⑨恐喝
- ⑩窃盗・万引き
- ⑪定期検査にかかる不正行為
- ⑫その他（反社会的・本校の品位をおとしめる行為、教員の繰り返しの指導に従わない場合など）

B. その他禁止事項

- ①制服規定に従わない服装（再登校指導の対象となる）
- ②化粧・装身具類（ピアスなど）の着用
- ③授業時のゲーム類・音楽プレーヤー類・携帯電話等の使用（預かり指導の対象）
- ④正式な手続きによらない公共物（施設・備品等）の使用
- ⑤授業中、ガムをかむことおよび飲食
- ⑥廊下・階段等で座っての飲食